流産等、お子さまを亡くされた方の申請について

①医療機関での胎児心拍確認後、

令和7年4月1日以降に流産・人工妊娠中絶、死産となった方

妊婦支援給付金(妊娠時・出産後)の申請が可能です

右記のQRコードからご申請ください。

- ※妊娠届出前に流産等となられた場合は、医師の証明書が必要になります。 証明書の様式は問いません。妊婦の「住所」「氏名」「生年月日」、「胎 児心拍確認日」「心拍が認められた胎児数」「流産の種類」「流産となっ た日」、診断した医療機関の「施設名」「所在地」「医師氏名」が含まれ ている必要があります。3ページ目に証明書のイメージを掲載しておりま す。(死産届出された方は、医師の証明書は不要です)
- ※妊娠一回につき、一回申請できます。
- ※妊婦支援給付金(妊娠時)をすでに申請済みの方も、妊婦支援給付金 (出産後)を申請できます。
- ※面談を受けていなくても申請ができます。
- ②令和7年4月1日以降に出産し、出生届出後にお子さまが亡くなられた方
 - 1. 妊娠時の給付をまだ申請していない方 →妊婦支援給付金(妊娠時・出産後)両方の申請が可能です
 - 2. 妊娠時の給付をすでに申請済みの方 →妊婦支援給付金(出産後)を追加で申請いただけます



右記のQRコードから健康課へお問い合わせいただいた後に、メールにて申請フォームをご案内いたします。
※面談を受けていなくても申請ができます。

③令和6年4月1日~令和7年3月31日までの間に 流産・人工妊娠中絶、死産となった方

出産応援ギフトの申請が可能です (最終申請期限:令和7年11月30日)

右記のQRコードからご申請ください。



- ※妊娠届出前に流産等となられた場合は、申請時に妊娠判定を受けた 医療機関の情報が必要となります。(基本的には医師の証明書は不要 ですが、必要な場合はご連絡いたします。)
- ※妊娠一回につき、一回申請できます。
- ※妊婦相談(初回面談)を受けていなくても申請ができます。面談を 受けた方は、面談時にご申請いただいているため申請できません。

お子さまを亡くされた方のご相談をお受けしています。 ご希望の方は、下記の管轄保健センターへご連絡ください。

管轄保健センター	ご自宅の住所地
品川保健センター 電話:3474-2903	広町1丁目、東大井1~5丁目、南大井1~4丁目、 北品川・東品川・南品川・西品川・上大崎・大崎・ 東五反田・勝島・八潮全域
大井保健センター 電話:3772-2666	広町2丁目、東大井6丁目、南大井5~6丁目、 二葉1~2丁目、大井・西大井全域
荏原保健センター 電話:5487-1311 ※令和8年5月まで 仮移転中	二葉3~4丁目、平塚・旗の台・中延・西中延・東中延・ 荏原・小山・小山台・西五反田・戸越・豊町全域

妊婦給付認定用診断書

<受診	》者>								
住	所								
氏	名								
生年月	目	年	月		E	生	(歳)
<診	断>								
胎児心)拍確認日				年		月		日
心拍カ	^ジ 認められた胎児数		- -	1	•	2	•	()
流産の)種類			自	然況	允産	•	人工	二流産
流産と	なった日				年		月		日
L 記 (T)通り証明します。								
⊥_ fiL ()	ノ畑ソ証切しまり。								

施設名

所在地

医師氏名

年 月 日